

必ず
ご確認ください

ご契約の際は「ご契約のしおり・約款」をご覧ください

保険販売資格をもつ募集人について

三菱UFJ銀行の担当者(保険販売資格をもつ募集人)は、お客さまと損保ジャパン日本興亜ひまわり生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申し込みに対して損保ジャパン日本興亜ひまわり生命が承諾したときに有効に成立します。

なお、三菱UFJ銀行の担当者(保険販売資格をもつ募集人)の権限等に関して確認をご要望の場合には、損保ジャパン日本興亜ひまわり生命カスタマーセンターまでご連絡ください。

※同一の保障内容であっても、保険料払込期間の長い契約に比べ短い契約の方が、保険料の払込総額が高くなる場合がありますので、ご検討の際は十分ご確認ください。

募集代理店(三菱UFJ銀行)からのご説明事項

- 「新・健康のお守り ハート」にご契約いただくか否かが、三菱UFJ銀行におけるお客さまの他のお取引に影響を及ぼすことは一切ありません。
- 「新・健康のお守り ハート」は、損保ジャパン日本興亜ひまわり生命を引受保険会社とする生命保険です。このため、預金とは異なり、元本保証はありません。また、預金保険制度の対象ではありません。
- 三菱UFJ銀行は、「新・健康のお守り ハート」の引受保険会社である損保ジャパン日本興亜ひまわり生命の支払能力を保証するものではありません。
- 法令により、銀行が保険募集を行う際には、「銀行等保険募集制限先」に該当されるお客さま、事業のための融資をお申し込み中のお客さまへの募集について規制があります。三菱UFJ銀行では、法令を遵守し公正な保険募集を行うために、お客さまのお勤め先や三菱UFJ銀行への事業のための融資のお申し込みの有無等について、あらかじめお客さまからお伺いし、万一「規制に該当しないこと」が確認できない場合には保険募集をしませんのでご了承ください。

損保ジャパン日本興亜ひまわり生命へのお問い合わせとお手続き

お客さまのご契約に関する照会、各種お手続きのお問い合わせは下記のフリーダイヤル(通話料無料)までご連絡ください。携帯電話からもご利用いただけます。

ご契約者様専用ダイヤル
(カスタマーセンター)



0120-563-506

※各種お手続きのご依頼、お問い合わせにつきましては、契約者ご本人さま(給付金のご請求は受取人さま)からお願いいたします。お電話をいただく前に、お手元に保険証券をご用意のうえ、ご連絡ください。受付時間/月曜日～金曜日 9:00～18:00 土曜日 9:00～17:00 (日曜日、祝日および12月31日～1月3日は除きます)



“Linkx(リンククロス)”とは?

保険だけでなく、健康に関わる様々なサービスを、自分に合った「ちょうどいい」カタチで得られるトータル健康ブランドです。新しい健康サービスで、たくさんの人に気持ちいい毎日を。心地よい幸せを。

リンククロス

検索

<https://linkx.life>



(お問い合わせ、ご照会)
募集代理店

(ご契約後のご照会)
引受保険会社

代理店コード:AH189

MUFG 株式会社 三菱UFJ銀行

損保ジャパン日本興亜ひまわり生命保険株式会社

三菱UFJ銀行コールセンター[保険]

0120-860-777

月～金曜日 9:00～17:00(祝日・12/31～1/3等を除く)
<http://www.bk.mufg.jp>

〒163-8626 東京都新宿区西新宿6-13-1 新宿セントラルパークビル

Tel: 03-6742-3111(代表)

〈公式ウェブサイト〉<http://www.himawari-life.co.jp>

募集代理店

引受保険会社

MUFG 株式会社 三菱UFJ銀行

損保ジャパン日本興亜ひまわり生命

この保険の引受保険会社は損保ジャパン日本興亜ひまわり生命保険株式会社です。株式会社三菱UFJ銀行は損保ジャパン日本興亜ひまわり生命保険株式会社の募集代理店です。

損保ジャパン日本興亜ひまわり生命の限定告知医療保険



払込期間中無解約返戻金限定告知医療保険・手術I型

ご契約に際しての重要事項(契約概要・注意喚起情報)兼 商品パンフレット



ご契約前に必ずお読みください。

「ご契約に際しての重要事項(契約概要・注意喚起情報)」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認ください事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。

「新・健康のお守り ハート」は、損保ジャパン日本興亜ひまわり生命を引受保険会社とする限定告知医療保険です。このため預金とは異なり、元本保証はありません。また、預金保険制度の対象ではありません。

健康に不安のある方のためにできました。

保障内容

保障内容

保障内容は不足しないかしら?



特徴1

充実した
入院・手術保障
先進医療保障
通院保障

- 入院は日帰り入院から保障。三大疾病で入院した場合は、通算支払限度1,000日を超えて無制限に保障します。
- 公的医療保険の対象となる約1,000種類の手術を入院給付金日額の最高40倍まで保障します。
- 特約を付加することで、先進医療の技術料を通算2,000万円まで保障します。
(限定告知医療用先進医療特約)
- 特約を付加することで、病気やケガで入院し、退院後に通院した場合、疾病通院給付金・災害通院給付金が受け取れます。
(限定告知医療用通院特約)
- 特約を付加することで、病気やケガで入院した場合、入院一時金が受け取れます。
(限定告知医療用入院一時金特約)

くわしくは
5・6ページ

契約概要

契約概要

三大疾病の長期入院や保険料負担が不安だなあ



特徴2

三大疾病も
手厚く保障!

- | がん | 急性
心筋梗塞 | 脳卒中 |
|---|------------|-----|
| ● 三大疾病で所定の事由に該当した場合、以後の保険料のお払い込みは必要ありません。
(限定告知医療用特定疾病診断保険料免除特約) | | |
| ● 三大疾病で入院した場合、1回の入院限度日数を無制限に保障します。
(三大疾病支払日数無制限特約) | | |

くわしくは
7ページ

注意喚起情報

注意喚起情報

持病があるんだけど大丈夫かしら?



特徴3

簡単な
3つの告知で
お申し込み可能!

- 満20歳から満80歳の方で、以下の質問がすべて「いいえ」なら、お申し込みいただけます。
 - 今後3ヵ月以内に、入院または手術の予定がありますか。
※病気やケガに限らず、今後3ヵ月以内に入院または手術の予定があれば告知が必要です。また医師に今後3ヵ月以内に入院または手術をすすめている場合、相談している場合も告知が必要です。
 - 過去5年以内に、がん(悪性新生物・悪性腫瘍)・上皮内がん・肝硬変で医師の診察・検査・治療・投薬(薬の処方を含む)または入院・手術を受けたことがありますか。
※いずれかの疑いがあると医師に指摘されている場合を含みます。
※「がん」には、白血病・骨髄腫・悪性リンパ腫・肉腫を含みます。
※診察・検査の結果、がん・上皮内がん・肝硬変ではないと診断されている場合は「いいえ」の告知となります。
※慢性の肝臓の病気(C型肝炎など)から、過去5年以内に肝硬変へ移行していると医師に診断(疑いがあると医師に指摘されている場合を含む)されている場合は告知が必要です。
 - 過去2年以内に、病気やケガで、入院したことまたは手術を受けたことがありますか。
※「入院」には人間ドックを受診するための入院を除きます。「手術」にはレーザー・内視鏡・カテーテルによるものを含みます。
※上記の質問が「はい」の場合でも、その内容によってはお引き受けできる場合があります。

4つ目の告知

- 過去2年以内に、急性心筋梗塞・再発性心筋梗塞・くも膜下出血・脳内出血・脳梗塞で医師の診察・検査・治療・投薬(薬の処方を含む)または入院・手術を受けたことがありますか。
※いずれかの疑いがあると医師に指摘されている場合を含みます。
※診察・検査の結果、急性心筋梗塞・再発性心筋梗塞・くも膜下出血・脳内出血・脳梗塞ではないと診断されている場合は「いいえ」の告知となります。

- お申し込みの際は、告知書を必ずご確認ください。
- 上記のすべてに該当しない場合でも、お仕事の内容や保険のご加入状況等によっては、お引き受けできない場合があります。

三大疾病の保障を付加する場合は4つ目の告知が必要です

充実の基本保障にオプションで通院 や三大疾病等も手厚く保障します！

保障内容

保険期間：終身

- 契約年齢範囲…満20歳～満80歳
- 1入院の支払限度日数…60日
- 保険料払込方法…月払・半年払・年払

- 入院給付金日額…3,000円～10,000円(1,000円単位)
- 保険料払込期間…終身払・5年払済・10年払済

基本保障 (主契約)

入院

(疾病入院給付金)
(災害入院給付金)

病気やケガで入院したとき

【支払限度日数】

1入院 60日限度*1

通算 病気で通算1,000日限度
ケガで通算1,000日限度
(三大疾病による入院は通算無制限)

日帰り入院
にも対応

手術

(手術給付金)

所定の手術・放射線治療を受けたとき

回数
無制限*2

限定告知医療用先進医療特約*3

(先進医療給付金)

先進医療*4による療養を受けたとき

限定告知医療用通院特約

(疾病通院給付金・災害通院給付金)

主契約の入院給付金が支払われる
入院の退院日の翌日からその日を含めて180日以内に通院*5したとき

1入院につき30日限度
病気で通算1,000日限度
ケガで通算1,000日限度
(三大疾病は通算無制限)

限定告知医療用入院一時金特約

(入院一時金)

病気やケガで入院したとき

限定告知医療用
特定疾病診断保険料免除特約*6

三大疾病支払日数無制限特約*6

三大疾病により所定の事由に該当したとき

三大疾病で入院したとき

入院給付金日額

10,000円の場合

1日につき

10,000円

ご契約日から1年以内
(削減支払期間中)

1日につき5,000円

入院給付金日額

5,000円の場合

1日につき

5,000円

ご契約日から1年以内
(削減支払期間中)

1日につき2,500円

内容により1回につき

40・20・10・5万円

ご契約日から1年以内
(削減支払期間中)

内容により1回につき
20・10・5・2.5万円

内容により1回につき

20・10・5・2.5万円

ご契約日から1年以内
(削減支払期間中)

内容により1回につき
10・5・2.5・1.25万円

先進医療の技術料を 通算2,000万円まで保障

ご契約日から1年以内
(削減支払期間中)

先進医療の技術料の50%相当額を保障

通院給付金日額を
10,000円に設定した場合

1日につき10,000円

ご契約日から1年以内
(削減支払期間中)

1日につき5,000円

通院給付金日額を
5,000円に設定した場合

1日につき5,000円

ご契約日から1年以内
(削減支払期間中)

1日につき2,500円

入院一時金額を
10万円に設定した場合

一時金として
(1入院について1回限り) 10万円

ご契約日から1年以内
(削減支払期間中)

一時金として
(1入院について1回限り) 5万円

入院一時金額を
5万円に設定した場合

一時金として
(1入院について1回限り) 5万円

ご契約日から1年以内
(削減支払期間中)

一時金として
(1入院について1回限り) 2.5万円

以後の保険料のお払い込みが免除されます。

1回の入院限度日数を無制限に保障します。

⚠️ お申し込みの際は、通常の医療保険とあわせてご確認ください。

■保険料について

この保険は、健康に不安がある方でも簡単な告知でお申し込みいただけ、ご契約前の病気が悪化して入院・手術をされた場合も保障されるよう設計された商品です。このため、保険料は損保ジャパン日本興亜ひまわり生命の通常の医療保険に比べ、割増しされています。

■他の保険へのご加入について

より詳細な告知をいただくことや医師の診査等を受けることにより、この保険よりも保険料が割安の医療保険にお申し込みいただくことができます。ただし、その場合、告知・診査結果等によりご契約いただけないこともあります。

この保険は簡単な告知のみでお申し込みいただけますが、告知内容が事実と相違していた場合は、ご契約が解除されたり、給付金等が支払われないことがあります。

⚠️ 削減支払期間について

削減支払期間とは、契約日からその日を含めて1年以内の期間をいいます。削減支払期間中の給付金等のお支払額は、通常の50%相当額となります。(削減支払期間経過後は、通常(全額)のお支払いとなります。)

⚠️ 「給付金等がお支払いできない場合について」は、18ページをご覧ください。

*1 入院給付金については、入院の直接の原因が同一の病気(医学上重要な関係があると損保ジャパン日本興亜ひまわり生命が認めた病気を含む)またはケガで2回以上入院をされたとき、1回の入院とみなす場合があります。このため、入退院を繰り返される傷病等については、お支払いができる最大日数が1回の入院のお支払限度である60日となる場合がありますので、ご注意ください。

*2 造血幹細胞移植を目的とした骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の採取術を含みます。お支払いの対象となるのは、責任開始日からその日を含めて1年を経過した日以後に行われた採取術となり、手術給付金のお支払いは1回を限度とします。ただし、骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の提供者と受取者が同一人となる自家移植の場合は対象外です。

3 お仕事の内容・健康状態・保険のご加入状況等によっては、ご契約をお引き受けできない場合や保障内容を制限させていただく場合があります。

*3 被保険者が、すでに損保ジャパン日本興亜ひまわり生命で所定の先進医療関係の保障にご加入の場合には、付加できません。

*4 先進医療とは、厚生労働大臣が定める先進医療をいい、療養を受けた日現在に規定されているものに限ります。そのため、対象となる先進医療は変動します。

先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院、または診療所において行われるものに限ります。

*5 入院の原因となった病気やケガの治療を目的とした通院に限ります。

*6 これらの特約・特約を付加する場合は4つ目の告知が必要です。

●この保険で保障される三大疾病とはがん・急性心筋梗塞(虚血性心疾患のうち、「急性心筋梗塞(狭心症等を除く)」)・脳卒中(脳血管疾患のうち、「くも膜下出血」「脳内出血」「脳梗塞」)です。

保障内容

一生
生涯
保障

契約概要

一生
生涯
保障

注意喚起情報

入院・手術に備えたい方に 入院・手術を手厚く保障

基本保障(主契約)

Point 入院・手術の保障が一生続きます。
病気やケガで入院した場合、**入院給付金**が受け取れます。

手術は公的医療保険対象の約1,000種類の手術に対応し、入院給付金日額の最高40倍まで保障します。
削減支払期間とは、契約日からその日を含めて1年以内の期間をいいます。
削減支払期間中の給付金のお支払額は、通常の50%相当額となります。
(削減支払期間経過後は、通常(全額)のお支払いとなります。)
*1回の入院について、詳しくは下図(1回の入院のお支払限度について)をご覧ください。

先進医療に備えたい方に

先進医療の技術料を保障

限定告知医療用
先進医療特約

Point 「先進医療」の保障が一生続きます。

公的医療保険の対象外で全額自己負担となる「先進医療の技術料」を、一生を通じて通算2,000万円まで保障します。

先進医療給付金

ご契約日から1年以内(削減支払期間中)

ご契約日から2年目以降

先進医療の技術料の50%相当額

先進医療の技術料

先進医療の技術料は 公的医療保険の 対象とならないため 全額自己負担となります。	(例) 一般診療(手術料)	公的医療保険から支払い	一部自己負担(最高3割)
	先進医療(技術料)	全額自己負担	

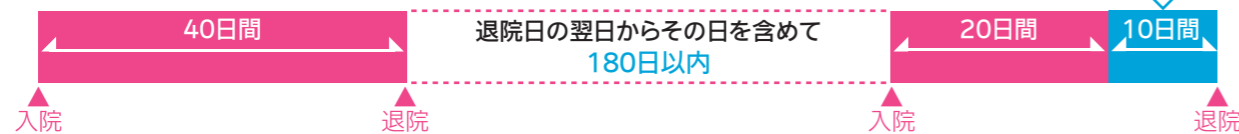
※一般診療では最高3割の自己負担ですが、「先進医療に係る技術料」は公的医療保険の対象とならないため、全額自己負担となります。
ただし、「先進医療に係る技術料」以外は公的医療保険が適用されます。
※公的医療保険においては定率の自己負担の他、高額療養費制度により所得に応じた自己負担の制限が設けられています。

1回の入院のお支払限度について

一度入院して退院しても、180日以内に原因が同一または医学上重要な関係がある入院をした場合には、1入院とみなされます。

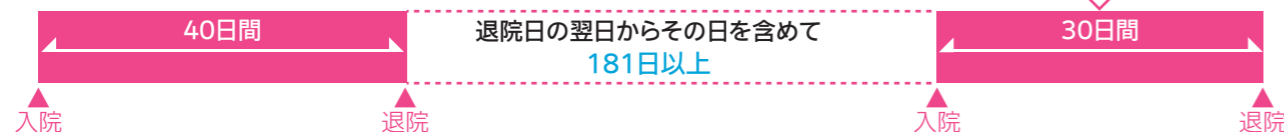
2つの入院が1入院とみなされる場合

40日間入院後、退院日の翌日からその日を含めて180日以内に30日間の入院をした場合



2つの入院が1入院とみなされない場合

40日間入院後、退院日の翌日からその日を含めて181日以上経過後に30日間の入院をした場合



退院後の通院に備えたい方に 退院後の通院を保障

限定告知医療用
通院特約

Point 病気やケガで入院し、退院後に通院した場合、**疾病通院給付金**・**災害通院給付金**が受け取れます。

お支払事由

疾病入院給付金または災害入院給付金が支払われる入院をし、その入院の退院日の翌日からその日を含めて180日以内に通院*1をしたとき
*1入院の原因となった病気やケガの治療を目的とした通院に限ります。

疾病通院給付金・災害通院給付金

ご契約日から1年以内
(削減支払期間中)

ご契約日から2年目以降

1日につき5,000円

1日につき10,000円

(通院給付金日額を10,000円に設定した場合)

1回の入院*2に対する通院の支払限度 **30日**

*2 2回以上入院された場合で、1回の入院とみなされるときは、お支払限度である30日まで保障します。
2回以上の入院が1回の入院とみなされる場合について、詳しくは5ページをご覧ください。

通算の支払限度 病気やケガによる通院をそれぞれ通算1,000日まで保障します。
ただし、三大疾病で通院した場合は、通算支払限度を超えて疾病通院給付金をお支払いします。

●通院給付金の日額は、1,000円～10,000円(基本保障(主契約)の入院給付金日額以下)で設定いただけます。

入院時の諸費用等を一時金で備えたい方に 入院したら一時金で保障

限定告知医療用
入院一時金特約

Point 病気やケガで入院した場合、**入院一時金**が受け取れます。
(1回の入院*について入院一時金のお受け取りは1回限りです。)

入院一時金

お支払事由

疾病入院給付金または災害入院給付金が支払われる入院をしたとき

ご契約日から1年以内
(削減支払期間中)

ご契約日から2年目以降

1回につき5万円

1回につき10万円

(入院一時金額を10万円に設定した場合)

●疾病入院給付金または災害入院給付金が支払われる1回の入院*が削減支払期間満了後も継続している場合、通常(全額)のお支払いとなります。

●入院一時金額は、10,000円～200,000円(基本保障(主契約)の入院給付金日額の40倍以内、1万円単位)で設定いただけます。

*1回の入院について、詳しくは5ページをご覧ください。

入院一時金のお受け取りについて

1回の入院についての入院一時金のお受け取りは1回限りです。また、つぎのいずれかに該当する場合についても、それらの入院を通じて入院一時金のお受け取りは1回限りとします。

- 入院を2回以上した場合で、1回の入院とみなされるとき
- 疾病の治療を目的とした入院を開始したときに、異なる疾病を併発していた場合、またはその入院中に異なる疾病を併発した場合で、その入院開始の直接の原因となった疾病により継続して入院したものとみなされるとき

三大疾病に備えたい方に 三大疾病を手厚く保障

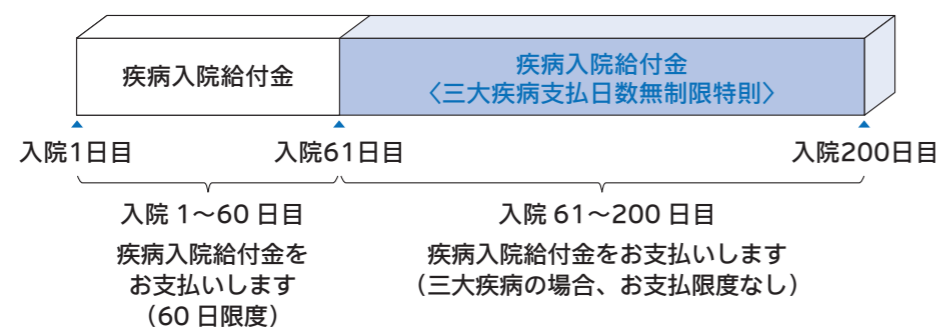
限定告知医療用特定疾病
診断保険料免除特約

三大疾病支払日数
無制限特則

Point 1 三大疾病で所定の事由に該当した場合、**以後の保険料のお払い込みは必要ありません。** (限定告知医療用特定疾病診断保険料免除特約)

Point 2 三大疾病で入院した場合、**1回の入院限度日数を無制限に保障します。** (三大疾病支払日数無制限特則)

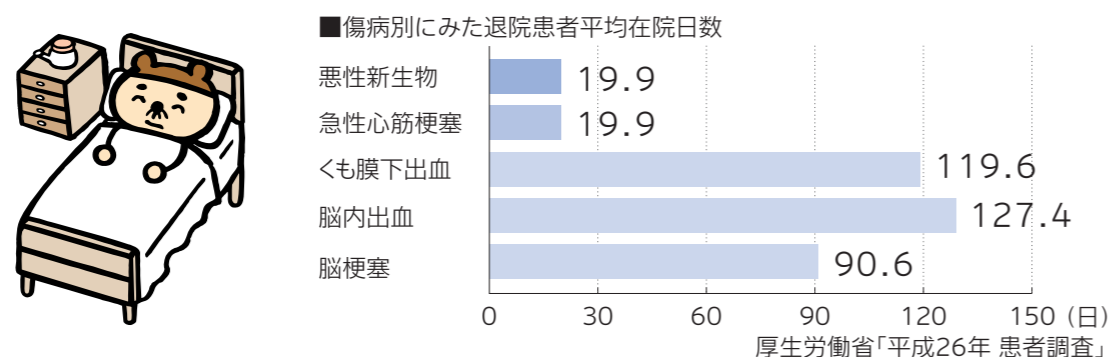
〈事例〉対象となる三大疾病により 200 日入院した場合



「限定告知医療用特定疾病診断保険料免除特約」および「三大疾病支払日数無制限特則」は、保障される疾病が一部異なりますので、P.12をご確認ください。

DATA

三大疾病は長期にわたる治療を要する場合があります。入退院を繰り返したり、1回の入院期間が3ヵ月を超えるケースもあります。



「平均在院日数」とは1回の入院における平均日数であり、疾患別の完治までの平均入院日数ではありません。

指定代理請求特約について

被保険者が受取人となっている給付金等のお支払事由が生じた場合で、被保険者が給付金等をご請求できない特別な事情(被保険者が給付金等の請求を行う意思表示が困難な状態である場合や、被保険者本人が病名の告知を受けていない場合等)があると損保ジャパン日本興亜ひまわり生命が認めるときは、あらかじめ指定した指定代理請求人が代わりに請求することができます。

〈「指定代理請求人」について〉

指定代理請求人は次のうちから1名をあらかじめ指定してください。

- ①被保険者の戸籍上の配偶者
- ②被保険者の3親等内の親族

〈「対象となる給付金等」について〉

- ①被保険者と受取人が同一人である給付金等
- ②被保険者と保険契約者が同一人である保険料のお払い込みの免除

※くわしくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。



契約概要

「契約概要」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。

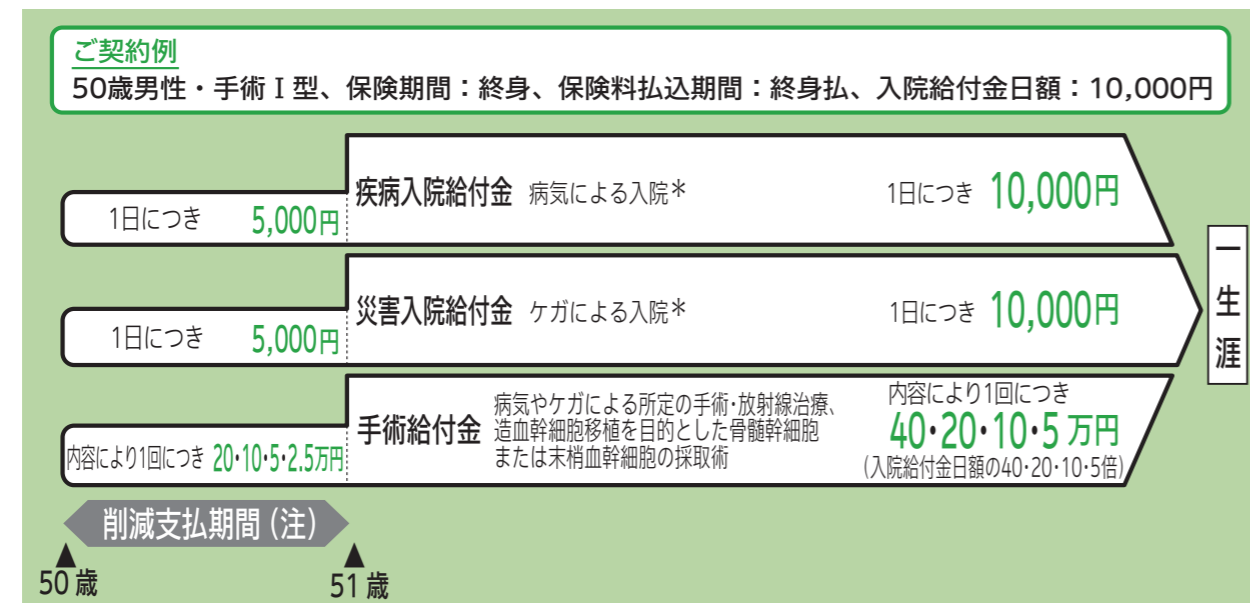
「契約概要」に記載のお支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表例を示しています。お支払事由や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については「ご契約のしおり・約款」に記載していますのでご確認ください。

1 引受保険会社の名称と住所等

- **名称** 損保ジャパン日本興亜ひまわり生命保険株式会社
- **住所** 本社 〒163-8626
東京都新宿区西新宿 6-13-1 新宿セントラルパークビル
- **連絡先** 損保ジャパン日本興亜ひまわり生命カスタマーセンター 0120-563-506
受付時間 月曜日～金曜日 9:00～18:00
土曜日 9:00～17:00
(日曜日、祝日および12/31～1/3は営業していません)
- **ホームページ** <http://www.himawari-life.co.jp>

2 商品の特徴と仕組み

- **保険商品の名称**
新・健康のお守り ハート（払込期間中無解約返戻金限定告知医療保険・手術I型）
- **商品の特長**
 - ・ご契約に際して、簡単な告知項目にお答えいただくだけで、お申し込みいただけます。
 - ・病気やケガによる所定の入院・手術等の保障を終身にわたり確保できます。
 - ・契約日からその日を含めて1年以内（削減支払期間）にお支払事由に該当した場合、給付金等のお支払額は、通常の50%相当額に削減されます。
- **仕組み図**



*日帰り入院（入院基本料の支払の有無等を参考に判断します）を含みます。

注：削減支払期間とは、契約日からその日を含めて1年以内の期間をいいます。削減支払期間中にお支払事由に該当した場合、給付金等のお支払額は、通常の50%相当額に削減されますのでご注意ください。（削減支払期間経過後は通常(全額)のお支払いとなります。）

※お客さまのご契約の入院給付金日額、保険期間、保険料払込期間、保険料払込方法、保険料等につきましては、実際にご契約いただく際の申込書、パンフレット、設計書にて必ずご確認ください。

●お仕事の内容・健康状態・保険ご加入状況等によっては、ご契約をお引き受けできない場合や保障内容を制限させていただく場合があります。

3 保障内容

■ 給付金等のお支払いについて

お支払事由	疾病入院給付金	病気により入院*したとき
	災害入院給付金	ケガにより入院*したとき
	手術給付金	病気やケガにより所定の手術・放射線治療を受けたとき、造血幹細胞移植を目的とした骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の採取術を受けたとき
	死亡保険金	ありません
保険料払込免除対象となる事由	ケガにより所定の高度障害状態または所定の身体障害状態に該当	

*日帰り入院（入院基本料の支払の有無等を参考に判断します）を含みます。
※くわしくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

■ 手術給付金のお支払額

お支払事由・手術等の内容		入院給付金日額に 乗じる倍率	
1. 右のいずれかの手術	(1) 公的医療保険の手術料が算定される手術*1 *2 *3 *4 ① 開頭手術（穿頭術は除く→④へ） 四肢切断術（手指・足指は除く→④へ） 脊髄腫瘍摘出術 心臓・肺・肝臓・脾臓・腎臓の移植手術*5	40倍	
	② 開胸手術・開腹手術（以下は除く） ・胸腔鏡・縦隔鏡・腹腔鏡を用いた手術→③へ ・帝王切開娩出術→④へ	がんに対する手術 心臓・大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈の病変に対する手術 上記に該当しない手術	20倍
	③ 胸腔鏡・縦隔鏡・腹腔鏡を用いた手術	入院中に受けた手術 外来で受けた手術	10倍 5倍
	④ ①～③に該当しない手術		
(2) 先進医療*6に該当する手術*7		10倍	
2. 公的医療保険の放射線治療料が算定される放射線治療*1 *8 先進医療*6に該当する放射線照射・温熱療法*7 *8		20倍	
3. 造血幹細胞移植を目的とした骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の採取術*9		20倍	

*1 医科診療報酬点数表に手術料・放射線治療料が算定されるものをいいます。（歯科で受けた手術等であっても、上記に該当すれば支払対象となります。）

*2 手術料が一連の治療過程につき1回のみ算定される手術を複数回受けた場合は、60日に1回の給付限度とします。

*3 診断・検査等治療を直接の目的としない手術は対象外です。

*4 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的整復術・非観血的整復固定術・非観血的授動術、抜歯手術は対象外です。

*5 臓器の移植に関する法律にそったものに限り、また、提供者側は対象外です。

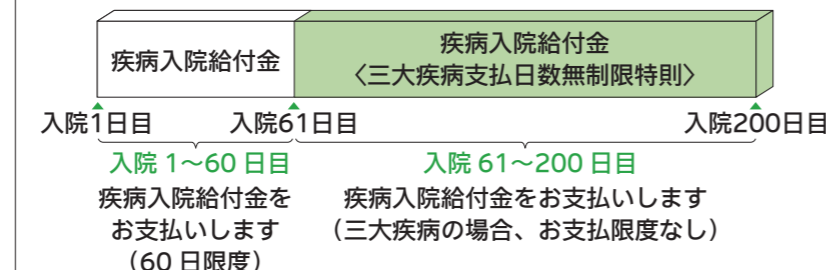
*6 厚生労働大臣が定める医療技術・施設基準に該当するものに限り、また、提供者側は対象外です。

*7 先進医療のうち、診断・検査・注射・点滴・全身的薬剤投与・局所的薬剤投与は対象外です。

*8 施術の開始日から60日に1回の給付を限度とします。

*9 お支払いの対象となるのは、責任開始日（復活日）から起算して1年経過後の採取術となり、手術給付金のお支払いは1回を限度とします。骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合にはお支払いしません。

4 付加できる特則・特約

特則・特約名称	内容	備考
限定告知医療用 先進医療特約	先進医療による療養を受けられたとき、先進医療にかかわる技術料相当額の先進医療給付金をお支払いします。(お支払額を通算して2,000万円限度) 契約日からその日を含めて1年以内(削減支払期間)にお支払事由に該当した場合、給付金のお支払額は、通常の50%相当額に削減されますのでご注意ください。 (削減支払期間経過後は通常(全額)のお支払いとなります。)	*1
限定告知医療用 通院特約	病気やケガで入院され、その退院日の翌日からその日を含めて180日以内に通院されたとき、疾病通院給付金または災害通院給付金をお支払いします。(1回の入院に対する通院につき30日限度) 病気・ケガによる通院をそれぞれ通算1,000日まで保障します。ただし、疾病通院給付金は三大疾病による通院の場合、通算支払限度を超えてお支払いします。 疾病入院給付金または災害入院給付金が支払われる場合で、その入院の原因となった疾病やケガの治療を目的とした通院に限ります。 契約日からその日を含めて1年以内(削減支払期間)の通院に対する給付金のお支払額は、通常の50%相当額に削減されますのでご注意ください。 (削減支払期間経過後は通常(全額)のお支払いとなります。)	—
限定告知医療用 入院一時金特約	病気やケガによる入院をされたとき、入院一時金をお支払いします。疾病入院給付金または災害入院給付金が支払われる入院に限ります。(1回の入院についての入院一時金のお支払いは1回限度) 契約日からその日を含めて1年以内(削減支払期間)の入院に対する一時金のお支払額は、通常の50%相当額に削減されますのでご注意ください。 (削減支払期間経過後は通常(全額)のお支払いとなります。)	—
限定告知医療用特定疾病 診断保険料免除特約	特定疾病により所定の事由に該当したとき、以後の保険料のお払い込みが免除されます。	*2
三大疾病 支払日数無制限特則	疾病入院給付金の1回の入院のお支払限度日数を超えた日以後の三大疾病による入院の場合、無制限に疾病入院給付金をお支払いします。 契約日からその日を含めて1年以内(削減支払期間)の入院に対する給付金のお支払額は、通常の50%相当額に削減されますのでご注意ください。 (削減支払期間経過後は通常(全額)のお支払いとなります。) 〈事例〉脳卒中(脳内出血)により200日入院した場合  入院1日目 入院61日目 入院200日目 入院1~60日目 入院61~200日目 疾病入院給付金をお支払いします(60日限度) 疾病入院給付金をお支払いします(三大疾病の場合、お支払限度なし)	*3
指定代理請求特約	被保険者が受取人となっている給付金等のお支払事由が生じた場合で、被保険者が給付金等を請求できない特別な事情があるときは指定代理請求人が請求できます。	—
責任開始期に関する特約	第1回保険料(第1回保険料充当金を含みます。)のお払い込みを責任開始期の要件とせず、損保ジャパン日本興亜ひまわり生命が保険契約のお申し込みを受けたときまたは被保険者に関する告知のときのいずれか遅いときから保険契約上の責任を開始します。	—

- *1 被保険者が、すでに損保ジャパン日本興亜ひまわり生命で所定の先進医療関係の保障(医療用新先進医療特約、限定告知医療用先進医療特約、がん先進医療特約等)にご加入されている場合には、この特約を付加できません。また、先進医療とは、厚生労働大臣が定める医療技術・施設基準に該当するものに限りです。
- *2 特定疾病とは、悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中のことをいいます。また、「乳がん」の保障は、「特約の責任開始期の属する日から起算して90日経過後」に開始されます。
- *3 三大疾病とは、がん、急性心筋梗塞、脳卒中のことをいいます。

いずれの特則・特約についても、くわしくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。



限定告知医療用特定疾病診断保険料免除特約で対象となる三大疾病および保険料払込免除事由は下表の通りです。

対象となる三大疾病および保険料払込免除事由	
がん (悪性新生物)	被保険者が責任開始期以後にがん(悪性新生物)と医師により診断確定されたとき(再発・転移を含みます*1) ●「上皮内がん」「悪性黒色腫以外の皮膚がん」「責任開始日から90日以内に診断確定された乳がん」は除きます。
急性心筋梗塞	被保険者が責任開始期以後に急性心筋梗塞を発病し、次のいずれかに該当したとき(再発を含みます*2) ①初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上労働の制限を必要とする状態が継続したと医師により診断されたとき ②急性心筋梗塞の治療を直接の目的として所定の手術を受けたとき ●虚血性心疾患のうち、「急性心筋梗塞」が対象です(狭心症等は対象になりません)。
脳卒中	被保険者が責任開始期以後に脳卒中を発病し、次のいずれかに該当したとき(再発を含みます*2) ①初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上言語障害などの他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師により診断されたとき ②脳卒中の治療を直接の目的として所定の手術を受けたとき ●脳血管疾患のうち、「くも膜下出血」「脳内出血」「脳梗塞」が対象です。

- *1 再発とはすでに診断確定されたがん(悪性新生物)が、治療したことにより認められない状態になった後に再発したと診断確定されることです。
- *2 再発とは責任開始期前に生じた急性心筋梗塞・脳卒中が、急性心筋梗塞・脳卒中に該当しない状態となり、その後再発したと医師によって診断されることです。

「限定告知医療用特定疾病診断保険料免除特約」と「三大疾病支払日数無制限特則」で保障される疾病

保障される疾病が一部異なりますので、ご確認ください。

	がん		急性心筋梗塞	脳卒中
	上皮内がん	左記以外のがん	急性心筋梗塞・再発性心筋梗塞	くも膜下出血・脳内出血・脳梗塞
限定告知医療用 特定疾病診断 保険料免除特約	×	○ 悪性黒色腫以外の皮膚がん・責任開始日から起算して90日以内に診断確定された乳がんは対象外	○ 〈要件〉 次のいずれかに該当したとき ①労働を制限する状態(軽い家事や事務等はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態)が60日以上継続 ②所定の手術	○ 〈要件〉 次のいずれかに該当したとき ①言語障害・運動失調・麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が60日以上継続 ②所定の手術
三大疾病支払日数 無制限特則	○	○	○	○

5 お取り扱いについて

契約年齢範囲	満 20 歳～満 80 歳			
保険期間	終身			
入院給付金日額	3,000 円～ 10,000 円（お仕事の内容等により異なります）			
入院給付金のお支払限度	1 回の入院		保険期間を通じて（通算）	
	疾病入院 給付金	災害入院 給付金	疾病入院給付金	災害入院給付金
	60 日	60 日	1,000 日 ただし、三大疾病による入院については、 通算支払限度を超えてお支払いします。	1,000 日
責任開始期	<ul style="list-style-type: none"> ●口座振替扱でお払い込みになる場合（月払、半年払、年払） <ol style="list-style-type: none"> ①「責任開始期に関する特約」を付加した場合 お申し込みいただいたご契約のお引き受けを損保ジャパン日本興亜ひまわり生命が承諾した場合には、ご契約のお申し込みと告知がともに完了したときから保険契約上の責任を開始します。 ②「責任開始期に関する特約」を付加していない場合 お申し込みいただいたご契約のお引き受けを損保ジャパン日本興亜ひまわり生命が承諾した場合には、告知と第 1 回保険料（相当額）のお払い込みがともに完了したときから保険契約上の責任を開始します。 ●クレジットカード扱でお払い込みになる場合（月払、半年払、年払） お申し込みいただいたご契約のお引き受けを損保ジャパン日本興亜ひまわり生命が承諾した場合には、クレジットカードの有効性等が確認（オーソリゼーション）できたときから保険契約上の責任を開始します（お申し込み・告知・オーソリゼーションがすべて完了した日が責任開始日となります）。 ●限定告知医療用特定疾病診断保険料免除特約における「乳がん」の保障は、「特約の責任開始期の属する日から起算して 90 日経過後」に開始されます。 			
契約日	月払：責任開始日の属する月の翌月 1 日* 半年払・年払：責任開始日と同日 *責任開始日の翌日から翌月 1 日までの間に被保険者の誕生日がある場合は、責任開始日を契約日とします。（口座振替扱、クレジットカード扱共通）			
選択区分	告知書扱（医師による診査は必要ありません）			
その他	<ul style="list-style-type: none"> ●この保険は、健康に不安がある方でも、簡単な告知でお申し込みいただけるよう設計された商品です。このため、保険料は、損保ジャパン日本興亜ひまわり生命の通常の医療保険に比べ割増しされています。 ●告知いただいたことがら、事実と異なる場合には、ご契約を解除し、給付金等をお支払いできない場合があります。 ●告知項目に該当した場合でも、軽微な病気やケガについてはお申し込みいただける可能性があります。 ●より詳細な告知をいただくことや医師の診査等を受けること等により、この保険よりも保険料が割安の医療保険にお申し込みいただけます。ただし、その場合、告知・診査結果等によりご契約いただけないこともあります。 			

6 保険料について

保険料払込期間	終身払・5 年払済・10 年払済
保険料払込方法（回数）	月払・半年払・年払
保険料払込方法（経路）	口座振替扱・クレジットカード扱 ※保険料の払込経路は、上記以外に「勤務先の団体や集団を通じてのお払い込み（団体扱）」があります。三菱UFJ 銀行では、団体扱はお申し込み時のお取り扱いがありませんが、契約後に払込経路を変更することでお取り扱いが可能な場合があります。具体的な手続き等につきましては、損保ジャパン日本興亜ひまわり生命カスタマーセンターまでお問い合わせください。
最低保険料	1,600 円（月払・半年払・年払共通）

7 契約者配当金について

保険期間を通じて契約者配当金はありません。

8 解約返戻金について

- 保険料払込期間中の解約返戻金はありませんが、保険料払込期間満了後は入院給付金日額の 10 倍の解約返戻金があります（保険料がすべて払い込まれていることを要します）。
※保険期間の全期間にわたって保険料をお払い込みいただくご契約の場合、保険期間を通じて解約返戻金はありません。
- 特則・特約には、解約返戻金はありません。

「注意喚起情報」は、ご契約のお申し込みの際に、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。
「注意喚起情報」のほか、ご契約の内容に関する事項は、「ご契約のしおり・約款」に記載していますのでご確認ください。

現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約について

一般の契約と同様に告知義務があります。したがって、告知が必要な傷病歴等があるときは、新たなご契約のお引き受けができなかったり、その告知をされなかったために解除・取り消しとなることもあります。

この保険にご加入される場合の留意事項について

- ①この保険は、健康に不安がある方でも、簡単な告知でお申し込みいただけるよう設計された商品です。告知項目を限定していることとあわせて、ご契約以前に発生した病気やケガ（ご契約前の既往症など）についても、ご契約後に悪化した場合など一定の条件でお支払いの対象としております。このため、保険料は、損保ジャパン日本興亜ひまわり生命の通常の医療保険に比べ割増しされています。
- ②契約日からその日を含めて1年以内（削減支払期間）にお支払事由に該当した場合、給付金等のお支払額は、通常の50%相当額となります。*
- ③より詳細な告知をいただくことや医師の診査等を受けること等により、この保険よりも保険料が割安の医療保険にお申し込みいただけます。ただし、その場合、告知・診査結果等によりご契約いただけないこともあります。

* 削減支払期間経過後は通常（全額）のお支払いとなります。

告知される際の注意点は告知書（告知サポート資料）等に記載しております。ご確認のうえ告知してください。

1 お申し込みの撤回（クーリング・オフ制度）について

- お申し込みの撤回または保険契約の解除（以下「お申し込みの撤回等」といいます）をすることができるクーリング・オフ制度があります。
- お申し込みの撤回等には、次の手続きが必要です。

- ①「申込日」*1からその日を含めて15日以内（郵便消印日付）に
- ②必要事項*2を記載した書面に自署したうえで、
- ③損保ジャパン日本興亜ひまわり生命の支社または本社あてに郵便で発信いただく

- 次の場合にはお申し込みの撤回等を行うことができません。
 - ・債務履行の担保のための保険契約（質権設定契約）の場合
 - ・ご契約者が事業のために事業契約としてお申し込みをされた場合
- 次の場合にはお申し込みの撤回等の効力は生じません。
 - ・お申し込みの撤回等の書面の発信時に、給付金等（保険料のお払い込みの免除を含みます。以下同じ）のお支払事由が生じている場合（書面の発信時に、お支払事由が生じていることを知っている場合を除きます）

*1「責任開始期に関する特約」を付加していない場合は、次のとおりです。
・クレジットカード扱：「申込日、または、カードの有効性等が確認できた日のいずれか遅い日」
・それ以外：「申込日、または、第1回保険料(相当額)の領収日(着金日)のいずれか遅い日」
*2 クーリング・オフレターの書式例

保険契約申し込みの撤回
1. 申込年月日
2. 申込者氏名
3. 申込者住所
4. 以下のいずれかひとつ
申込番号： _____
証券番号： _____

2 健康状態等の告知について

告知について*1

- ①ご契約者や被保険者には、健康状態等について告知していただく義務があります。ご契約にあたっては、所定の告知書等で損保ジャパン日本興亜ひまわり生命がおたずねする傷病歴、健康状態、職業等について、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ（告知）ください。
- ②生命保険募集人（社員・募集代理店を含み、以下「募集人」といいます）に口頭でお話しされても、告知していただいたことにはなりませんので、ご注意ください。*2
- ③損保ジャパン日本興亜ひまわり生命の確認担当職員または損保ジャパン日本興亜ひまわり生命で委託した確認担当者が、ご契約のお申込後、お申込内容について確認させていただく場合があります。

*1 多数の人が保険料を出し合って相互に保障し合う保険制度に、健康状態のよくない方等が無条件で加入されると、公平性が保たれません。

*2 告知受領権は損保ジャパン日本興亜ひまわり生命が有しています。

正しく告知されない場合のデメリット

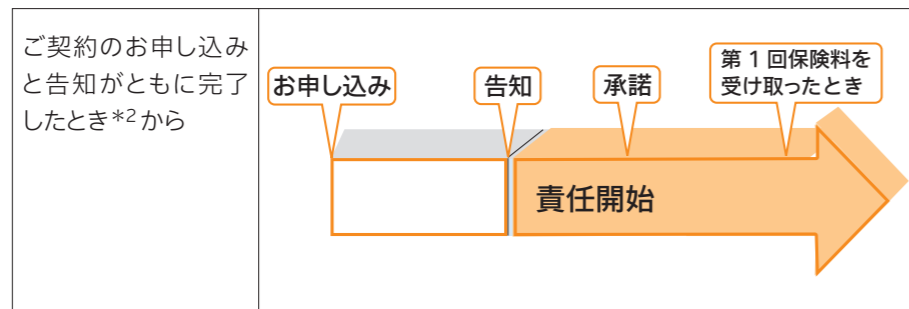
- ①故意または重大な過失によって事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日・復活日から2年以内であれば、告知義務違反としてご契約を解除することがあります。また、2年経過後も、給付金等のお支払事由が2年以内に発生していた場合には、ご契約を解除することがあります。*
- ②ご契約を解除したときには、たとえ給付金等のお支払事由が発生していても、多くの場合、これをお支払いすることはできません。
- ③上記以外にも、告知義務違反の内容が特に重大な場合等、詐欺による取り消しを理由として、給付金等をお支払いできないことがあります。この場合、責任開始日・復活日からの年数は問いません。また、すでにお払い込みいただいた保険料はお返しいたしません。

* 募集人が告知を妨げたり、事実と違うことを告げるようにすすめたときには解除しません。ただし、こうした妨げやすめがなかったとしても正しく告知いただけなかったと認められる場合、解除することがあります。

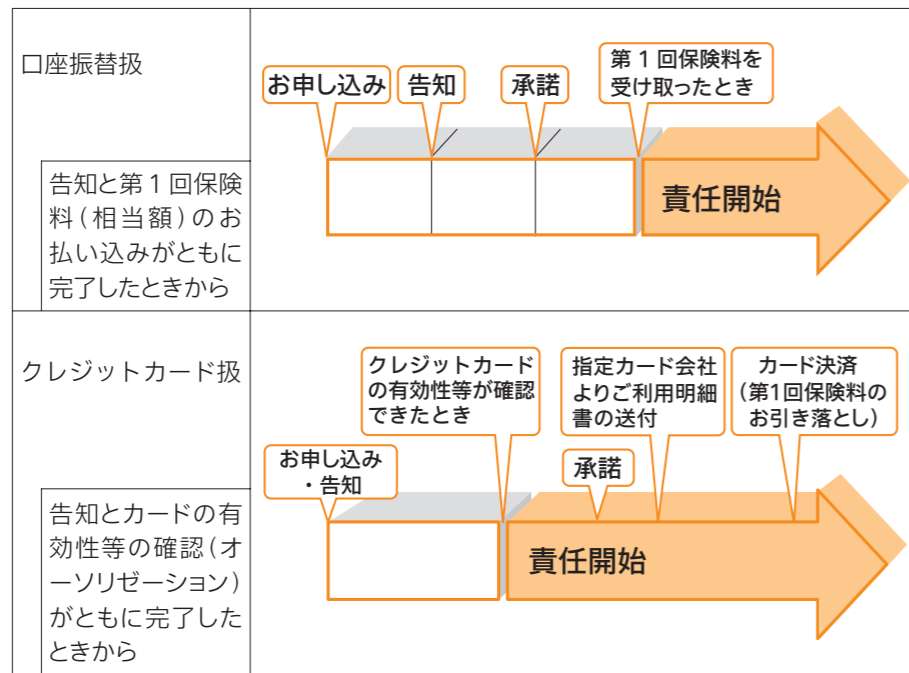
3 保障の開始時期（責任開始期）について

●お申し込みいただいたご契約のお引き受けを損保ジャパン日本興亜ひまわり生命が承諾*¹した場合、下表のとおり、損保ジャパン日本興亜ひまわり生命はご契約上の責任を負います。

①「責任開始期に関する特約」を付加した場合



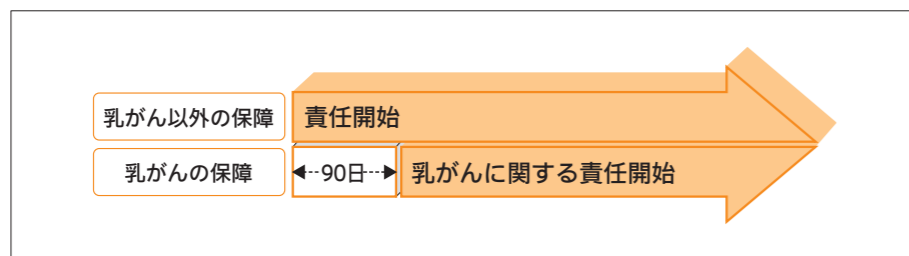
②「責任開始期に関する特約」を付加していない場合



ご注意
 損保ジャパン日本興亜ひまわり生命が承諾するまでの間に再度オーソリゼーションが行われ、当初のオーソリゼーションが取り消された場合、保障の開始時期は変更されます。

*¹ 募集人は、お客さまと損保ジャパン日本興亜ひまわり生命の契約締結の媒介を行う者で、契約締結の代理権はありません。保険契約は、お客さまからのお申し込みを損保ジャパン日本興亜ひまわり生命が承諾したときに有効に成立します。
 *² ご契約のお申し込みが完了したときは、損保ジャパン日本興亜ひまわり生命または損保ジャパン日本興亜ひまわり生命の募集人が申込書を受領したときをいいます。

●限定告知医療用特定疾病診断保険料免除特約における「乳がん」の保障は、「特約の責任開始期の属する日から起算して90日経過後」に開始されますので、特にご注意ください。



4 給付金等をお支払いできない場合

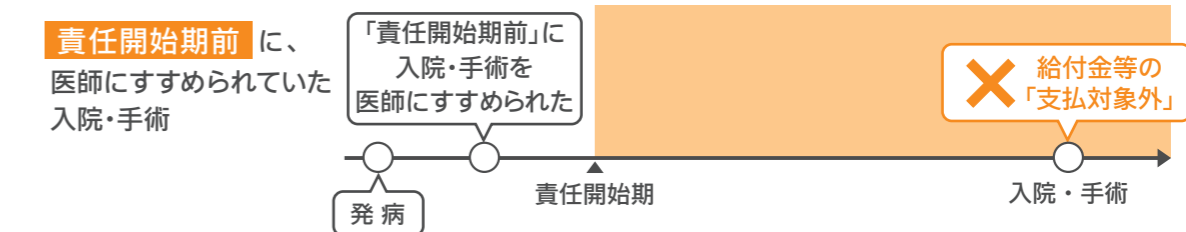
●次のような場合には、給付金等をお支払いできないことがあります。

- ①責任開始期前にすでに予定のあった入院や手術により、お支払事由に該当した場合
- ②給付金等の免責事由*¹に該当した場合
- ③告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約が解除された場合
- ④次のような重大事由によりご契約が解除された場合
 - ・給付金等を詐取する目的で事故を起こしたとき
 - ・ご契約者・被保険者・受取人が反社会的勢力に該当する、または、反社会的勢力へ資金を提供する等、社会的に非難されるべき関係があると認められるとき
 反社会的勢力とは、暴力団・暴力団員（脱退後5年を経過しない者を含む）・暴力団準構成員・暴力団関係企業その他をいいます。
 - ・その他ご契約の存続を困難とする重大な事由があったとき
- ⑤詐欺の行為によりご契約が取り消された場合や給付金等の不法取得目的があつてご契約が無効になった場合
 この場合、すでにお払い込みいただいた保険料はお返しいたしません。
- ⑥保険料のお払い込みが行われずご契約が失効した場合
- ⑦「責任開始期に関する特約」を付加したご契約で、第1回保険料が猶予期間満了日*²までに払い込まれないことにより、ご契約が無効になった場合

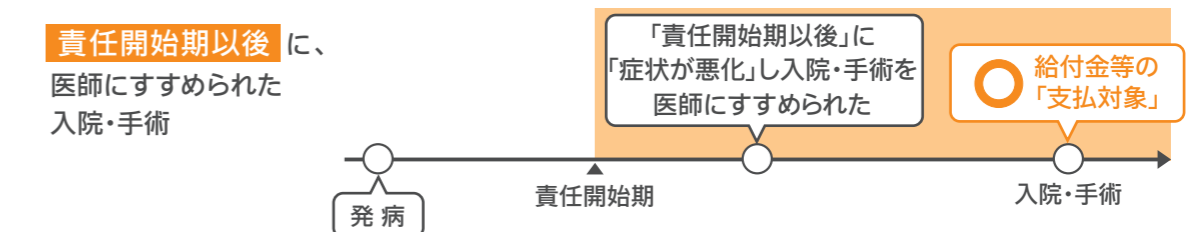
*¹ 主な免責事由には以下のものがあります。
 ア．契約者・被保険者の故意、重大な過失
 イ．被保険者の犯罪行為、精神障害・泥酔による事故、無免許・酒気帯び運転による事故、薬物依存
 *² くわしくは「保険料のお払い込み、ご契約の失効・復活について」をご覧ください。

！ 給付金等がお支払いできない場合について

この保険は、責任開始期前に生じた病気やケガが悪化した場合も保障しますが、責任開始期前に医師にすすめられていた入院や手術については、給付金等をお支払いできません。
 ※お客さまの治療歴等について、医療機関等に事実の確認をさせていただく場合があります。



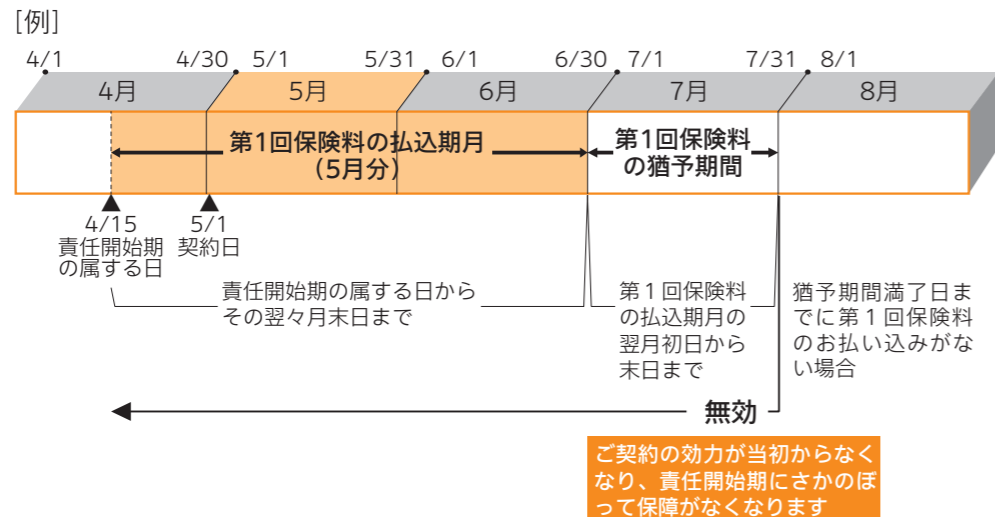
※責任開始期以後に症状が悪化したことまたは医学上重要な関係にある疾病を発病したことにより、入院・手術の必要が生じた場合には、給付金等をお支払いします。



5 保険料のお払い込み、ご契約の失効・復活について

- 保険料は所定の払込期月内にお払い込みください。お払い込みには一定の猶予期間がありますが、その猶予期間内にお払い込みがないと、ご契約は無効あるいは失効となります。

「責任開始期に関する特約」を付加した場合の第1回保険料のお払い込み*1



- 第1回保険料のお払い込みがなくご契約が無効となった場合、新たなご契約のお申し込みの際に、「責任開始期に関する特約」を付加できないことがあります。*2

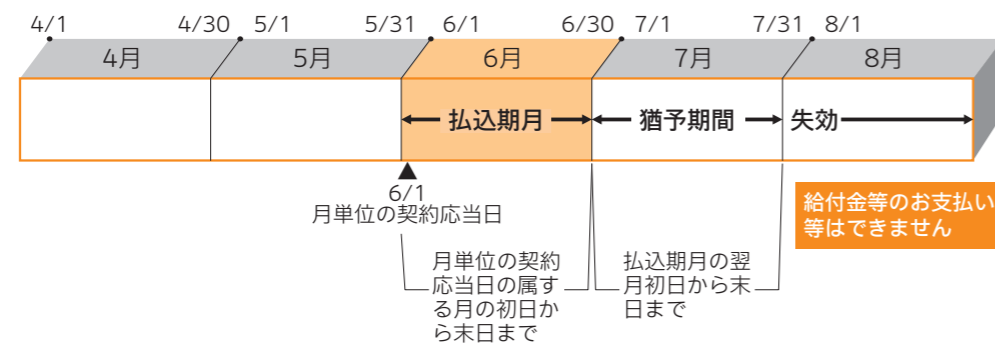
*1 「責任開始期に関する特約」を付加した場合に限ったお取り扱いです。

*2 第1回保険料のお払い込みがなくご契約を解約された場合も同様です。

第2回以後の保険料のお払い込み

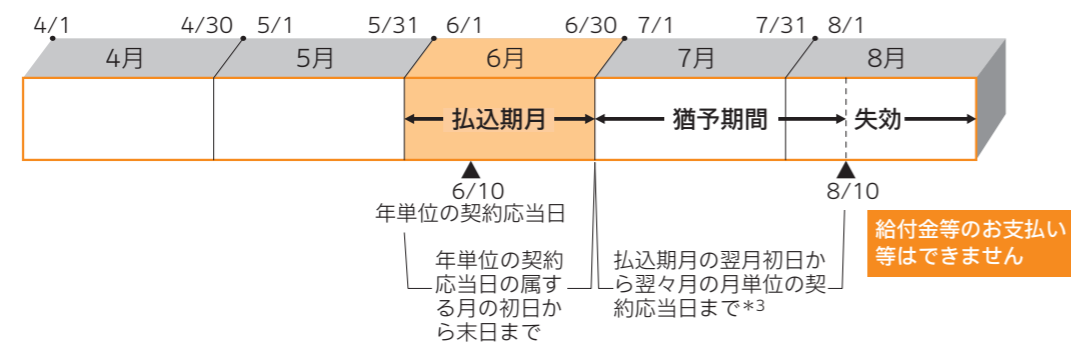
- 月払：毎月1回お払い込みいただく方法です。

[例] 契約日が5月1日の場合



- 年払または半年払：年1回（半年払は年2回）の損保ジャパン日本興亜ひまわり生命所定の期間内にお払い込みいただく方法です。

[例] 契約日が6月10日の場合(年払契約)



*3 契約応当日が、2月、6月、11月の各末日の場合には、それぞれ4月、8月、1月の各末日までです。

- 失効後3ヵ月以内であれば、ご契約の復活を申し込むことができます。

この場合、告知とお払い込みを中止されてから復活するまでの未払込保険料（延滞保険料）のお払い込みが必要となります。

ただし、健康状態等によっては、復活できない場合があります。

6 解約と解約返戻金について

- ご契約者はいつでも保険契約の解約を請求することができます。
- 主契約・特則・特約のそれぞれの解約返戻金は次のとおりです。

払込期間中無解約返戻金 限定告知医療保険	保険料払込期間中は解約返戻金がありません。 保険料払込期間満了後の解約返戻金は入院給付金日額の10倍となります。*1 *2 *3
限定告知医療用先進医療特約	解約返戻金はありません。
限定告知医療用通院特約	
限定告知医療用入院一時金特約	
限定告知医療用特定疾病診断 保険料免除特約	
三大疾病支払日数無制限特則	

*1 解約返戻金は、解約されたときの他、減額時にも支払われることがあります。

*2 保険料払込期間満了日までの保険料がすべて払い込まれている必要があります。

*3 被保険者が死亡したとき、解約返戻金がある場合は、損保ジャパン日本興亜ひまわり生命はこれを保険契約者に支払います。

7 現在のご契約の解約等を前提とするお申し込みについて

- 現在のご契約を解約または減額し、新たなご契約へのお申し込みをご検討されている方は、特に次の点にご注意ください。
 - ①解約・減額の際に払戻しできる金額は、多くの場合、払込保険料の合計額（減額の場合は、減額部分に対応する保険料）よりも少なくなります。^{*1}
また、一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失う場合があります。
 - ②新たなご契約は、被保険者の健康状態等によっては、ご契約をお断りする場合があります。
 - ③新たなご契約の保険料は、現在の被保険者の年齢で計算されます。
また、保険料計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が、現在のご契約と新たなご契約で異なる場合があります。たとえば、予定利率が引き下げられることによって、主契約等の保険料が引き上げられる場合があります。
 - ④新たなご契約は、告知義務違反による解除等、給付金等をお支払いできない場合があります。
 - ⑤新たなご契約の保障内容は、現在のご契約の保障内容と異なる場合があります。

●限定告知医療用特定疾病診断保険料免除特約における「乳がん」の保障は、「特約の責任開始期の属する日から起算して90日経過後」に開始されます。^{*2}

*1「解約と解約返戻金について」をご覧ください。

*2「保障の開始時期（責任開始期）について」をご覧ください。

※「健康状態等の告知について」をあわせてご覧ください。

8 給付金額等が削減される場合について

- 保険会社の業務または財産の状況の変化、保険会社の経営破綻により、ご契約時にお約束した給付金額等が削減されることがあります。

9 生命保険契約者保護機構について

- 損保ジャパン日本興亜ひまわり生命は、生命保険契約者保護機構に加入しており、経営破綻に陥った場合、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、ご契約時の保険金額、給付金額等が削減されることがあります。

生命保険契約者保護機構

TEL 03-3286-2820

月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）9:00～12:00、13:00～17:00

ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>

※今後変更となる場合がありますのでご注意ください。

10 生命保険協会の生命保険相談所について

- 本商品に係る指定紛争解決（ADR）機関は生命保険協会^{*}です。
生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。
なお、生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

*詳細については生命保険協会ホームページ【<http://www.seiho.or.jp/>】をご覧ください。

11 給付金等のお支払事由が生じた場合について

- お客さまからのご請求に応じて、給付金等をお支払いしますので、お支払事由が生じた場合だけでなく、お支払いの可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等は、すみやかに損保ジャパン日本興亜ひまわり生命カスタマーセンターにご連絡ください。

損保ジャパン日本興亜ひまわり生命カスタマーセンター

TEL 0120-563-506

月曜日～金曜日 9:00～18:00、土曜日 9:00～17:00

日曜日・祝日・12/31～1/3は営業していません。

- 損保ジャパン日本興亜ひまわり生命からのお手続きに関するお知らせ等、重要なお案内ができないおそれがありますので、ご契約者のご住所等を変更された場合には、必ずご連絡ください。
- ご加入のご契約内容によっては、複数の給付金等のお支払事由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合等にはご連絡ください。
- 指定代理請求特約を付加したご契約では、被保険者が受取人となっている給付金等のお支払事由が生じ、被保険者が給付金等をご請求できない特別な事情があるときは、あらかじめ指定した指定代理請求人が代わりに請求することができます。
指定代理請求人に対し、指定代理請求ができる旨等をお伝えください。

*ご請求手続きを円滑に行うことができますので、指定代理請求特約の付加をお願いいたします。

12 生命保険と税金について

■ 給付金等の税法上のお取り扱い

給付金等の非課税扱

対象となる給付金等	条件	非課税扱の範囲
入院給付金 手術給付金 先進医療給付金 通院給付金 入院一時金	受取人が主契約の被保険者、その配偶者もしくはその直系血族、または生計を一にするその他の親族	全額

■ 介護医療保険料控除

お払い込みになった保険料は、税法上『介護医療保険料控除』の対象になります。^{*}

対象となる保険料は1月から12月までにお払い込みいただいた保険料の合計額です。

保険料控除の適用を受けるには申告が必要です。損保ジャパン日本興亜ひまわり生命より「生命保険料控除証明書」を発行しますので、年末調整あるいは確定申告のときまで大切に保管してください。

*この制度は、受取人がご契約者本人あるいは配偶者またはその他の親族の場合に適用されます。

！ 税務の取り扱い等については、2018年6月現在の税制に基づき記載しております。今後の税制改正により変更となる場合がありますのでご注意ください。個別の税務取り扱い等については、所轄の税務署または税理士等にご確認ください。

